

吉備国際大学研究紀要
 (人文・社会科学系)
 第27号, 165-176, 2017

社会福祉士養成における後見支援実践力の育成課題 —成年後見事例にみる寄り添い形態からの援用—

横山奈緒枝*・佐藤 伸隆**

Current Issues of Adult Guardianship for Social Work Education —Based on the adult guardianship case examples—

Naoe YOKOYAMA, Nobutaka SATOH

Abstract

The purpose of this paper is to examine the following issues : On the basis of the adult guardianship case of 27 in this study, it was to extract the challenge. We examined the dilemma elements and proposed the importance of using these for social worker training. As a result of the case analysis, it was confirmed that "the adaptation to the environment, securing a stable life (8 cases)", "support according to the person's will (7 cases)", "encouraging the ward for expression of the intention (5 cases) ", "securing place and housing (4 cases) "and" family adjustment (3 cases) ". In this research, we can extract the problems and countermeasure by comprehensive analysis of the outline in the case, and can examine its characteristics. In April 2016 the Law for Promotion of the Use of the Adult Guardianship System was passed. A supervision system by family courts and related organizations has been strengthened to prevent fraud cases. In addition to improving the legal system, training of practical skills as a guardian in the social worker training course is also considered urgent.

Key words : Social work education, Adult guardianship, Dilemma, Interprofessional work, Network
キーワード : 社会福祉士養成, 成年後見制度, ジレンマ, 連携, ネットワーク

*吉備国際大学保健医療福祉学部
 〒716-8508 岡山県高梁市伊賀町8
Kibi International University
 8, Iga-machi Takahashi, Okayama, Japan(716-8508)

**新見公立大学・新見公立短期大学地域福祉学科
 〒718-8585 岡山県新見市西方1263-2
Niimi College
 1263-2, Nishikata, Niimi, Okayama, Japan(718-8585)

はじめに

成年後見制度は禁治産制度・準禁治産制度に代わり、1999年に改正・制定され、2000年4月1日から施行された。この制度により判断能力が精神上の障害により不十分な場合に、法律的に保護し支えている。その利用件数は急速に増加しており、2014年の申立総数は34,373件(2000年の約4倍)、利用者総数は184,670件である。当初は親族による後見が多くを占め、親族以外の第三者後見人は9.1%であったが、核家族化や親族の高齢化等により、年々その割合は増加し、2014年には65.0%となった。この第三者後見の担い手として、専門士業では司法書士(8,716件)がもっとも多く、弁護士(6,961件)に次いで、社会福祉士は3,380件である。

社会福祉士の業務であるソーシャルワーク(以下、SWと示す)の定義は、「社会改革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、SWの中核をなす。SWの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、SWは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける」とされる(国際ソーシャルワーカー連盟: International Federation of Social Workers ソーシャルワークのグローバル定義 2014年7月)。また、その大原則は「人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持」である。社会福祉学領域における「権利擁護」(アドボカシーを含む)の定義については諸説あるが、代表的なものでは次のように示される。「自己の権利や福祉のニーズを表明することが困難な寝たきり、認知症高齢者や障害者等に代わり、サービスを提供する者が代理でその権利や福祉ニーズを表明すること」(社会福祉基本用語集1994)、「社会正義の保障と維持を目指して個人、グループやコミュニティの利益のために一連の行為を直接、代弁・擁護・支持・推奨する活動である」(Encyclopedia of Social Work

1995)。個人のみならず、グループやコミュニティの代弁とともに、諸活動が重視されると理解できる。また、日本社会福祉士会の倫理綱領では、価値と原則をテーマに、「差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す」ことが記されている。このような人権問題に関わる権利擁護の観点からは社会福祉士の役割遂行において重要なものであり、格差社会の拡がりの中で貧困や虐待などの諸問題が多発し、問題が重層化、複雑化している状況下において、社会福祉士にとって成年後見業務は理解が不可欠であり、その実践力が求められている。

その一方で、社会福祉士の養成課程においては成年後見人としての活動や役割は、専門科目としては「成年後見制度と権利擁護」の他、法学等の法律に関わる科目、また相談援助演習や実習課程において、その制度や理論、また技能等が伝えられている。しかし、「成年後見人」としての特化された教育ではなく、その知識、技能、価値観の養成の具体的内容、後見実務に関しては教育に当たる者の成年後見制度の理解度や成年後見業務体験の有無によって影響が出る可能性も高いといえる。

また、個人の権利擁護においては、被後見人の主張を単に共に主張することはむしろ簡単であるが、その業務は、その他の家族や親族関係の調整や、制限の伴う制度や環境の中で意思決定の支援を行なうことに重要性がある。その複雑性の理解や、柔軟な対応力の養成がなされなければ、被後見人に寄り添った後見活動にはなりにくい。すなわち、成年後見活動には社会福祉士が担うべき調整機能、連携機能の要素が中核になるといっても過言ではないのである。元より、権利擁護の観点は、社会福祉士に欠くことができず、その重要性を考えても法的な根拠を基に役割を担う成年後見業務を学ぶことの重要性は高く、社会福祉士養成のプロセスにおいては、「権利」課題に対する価値観の醸成や、対象者の意思決定の支援力等の養成が問われる

と考えられる

1. 研究目的と方法

本研究では、成年後見活動事例を通し、事例からどのような対応上の課題があるのかを整理し、社会福祉士養成課程において学ぶべき対応方法や価値観のポイントを提起することを目的とする。

対応の課題整理の中で、ジレンマ (dilemma) 要素に焦点をあてる。ジレンマとは、ギリシャ語で「二重の問題」(di: 2つ+lemma: 仮説・前提) である。それは、相反する事柄の板ばさみになることを意味し、自分の思い通りにしたい二つの事柄のうち、一方を思いとおりにすると他の一方が必然的に不都合な結果になるという苦しい立場を招くことともいえる。逆説的にいえば、その事柄の解決のためには、相反する事柄は何か、何と何の合致しなさに挟まれているかということを実感し、課題化することが重要となる。

研究方法として、成年後見人が記述した (平均3,500字程度) 27の成年後見の活動事例内容について、事例ごとに①後見支援課題、②後見人が行なったことや対応、③見いだされる生活への願い・役割、④後見者の着眼点・特徴の4点をまとめた。成年後見制度における種別では¹⁾、後見事例が14事例、保佐事例と補助事例が合わせて13事例であった。なお、以降の表現は受け手を「被後見人 (等は省略)」、担い手を「後見人 (等は省略)」として、それぞれに「被保佐人・被補助人」、

また、「保佐人・補助人」を含むこととする。高齢者の事例が15事例、障害者の事例が12事例であった。本研究では、詳細の個人情報の明記を避けるため、①後見支援課題と、②対応における態度・考え方・価値観の2項目を抽出し、その特徴と重要と考えられる支援のポイントを総合的に整理し直し、検討を進めることとした。

収集事例²⁾は、特定非営利活動法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク (2005年成立) の法人後見の実践事例である。この法人は設立後の2年間で約200件近くの案件を新規に受任することになり、以降、開設当初は僅か38人だった会員数も年々増加し、弁護士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会保険労務士、保健師など、高齢者や障害者の生活に関わる専門職が幅広く加入し、連携の輪を広げている。2015年には受任数は213件、延べ数は428名である (表1, 表2参照)。

この法人後見の後見活動の特徴は、異なる専門職同士のコンビによる極め細やかなトータルサポート (総合支援) である。具体的には、成年後見制度の支援の柱である、①財産管理と②身上監護を分担し、①財産管理を担当する専門職を「A担当」、②身上監護を担当する専門職を「B担当」として、各々の専門性を活かして支援を行ない、必要に応じてA・B両担当が今後の支援方針を協議するなどして支援を共有している。本研究の分析対象事例も複数後見であり、さまざまな専門士業が協働で担っている。また、事例原稿もさまざま

表1 年度別受任案件数 (年度末時点の受任案件数)

特定非営利活動法人 岡山高齢者・障害者支援ネットワーク 年号: 平成

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
受任件数	162	186	185	222	225	226	221	213	
類 型	後 見	117	133	130	151	147	148	147	141
	保 佐	30	32	32	45	51	52	49	51
	補 助	12	18	20	23	26	25	24	20
	任意後見監督人	2	2	2	2	1	1	1	1
	法定後見監督人	1	1	1	1	0	0	0	0

表2 資格別担当者延数（年度末時点の担当者延数）

特定非営利活動法人 岡山高齢者・障害者支援ネットワーク 年号：平成

年 度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
資 格	弁 護 士	153	159	158	194	199	208	199	193
	社 会 福 祉 士	106	122	112	135	138	138	129	122
	行 政 書 士	30	45	47	55	57	57	52	53
	税 理 士	11	13	19	21	20	15	14	13
	社会保険労務士	6	1	1	3	4	10	14	13
そ の 他	保 健 士	4	4	4	4	8	4	4	4
	精神保健福祉士	6	7	6	7	7	7	5	5
		2	9	16	19	23	23	29	28
合 計		318	360	363	438	456	462	443	428

な専門職者により提起された内容である。

2. 事例分析と結果

各事例の後見支援課題と、対応における態度・考え方・価値観については表3の通りである。課題点は複数の内容が挙げられるが、中でも状態改善のために重要な主たる課題（求められる後見支援のテーマ）について、カテゴリー分類を行なった結果、「環境への適応・安定的生活の確保（8事例）」、「本人の意思に沿った支援（7事例）」、「被後見人の納得の促し（5事例）」、「居場所・住まいの確保（4事例）」、「家族調整（3事例）」となった。

(1) 環境への適応・安定的生活の確保

8事例の特徴は、疾病による症状や、これまでの生活経験の偏り、または障害の状態によって、環境への適応できにくさがあること、そして、継続的な安定性の確保が難しいことである。8事例の主な課題や、対応内容は次の通りであった。以下の番号は表3の事例番号である。

1) 病院の入退院の繰り返しや周囲の人々とのトラブル、2) ギャンブル依存の傾向、他人や将来のことを

考えられない、3) 物を壊すこと等の罪悪感の欠落、4) 服薬拒否、強迫観念強く、自閉状態、住居の定まらなさ、5) 病識が持てない、就労困難、不健康な生活、6) 物欲、飲酒欲求が抑えられない、障害への理解のしにくさ、7) 生活スキルの欠如、衝動的行動、コミュニケーションの難しさ、暴言暴力の出現、8) 生活の多面的困難、金銭搾取、劣悪な生活環境

これらの事例での対応では、最初から否定せずに、調べて解説することや丁寧な報告が挙げられた。また入院先の確保、とくに入院、施設入所が毎月繰り返される中で、後見人はその予測をしながら対応していた。また、主治医、保護観察担当官、地域生活定着支援センター、家族他による定期的なケース会議等のネットワーク、障害特性に合わせた支援ネットワーク構築、ケアマネ、施設スタッフとの協働等が挙げられた。訴えを受けとめる役割を士業同士で分担するなど、訴えの多い被後見人の場合、訪問する者と、電話等に対応する者が分かれる等、役割を分担していくことも時には有効であると述べている。中には被後見人の終末期の準備に臨む事例もあった。

関係者は単につながりを持つだけではなく、「場所、人、関係、出番」を様々な人たちと一緒に創っていく

表3 「後見支援課題」と「対応における態度・考え方・価値観」

分類	事例	後見支援課題	対応における態度・考え方・価値観
環境への適応・安定的生活の確保	1	病院の入退院の繰り返しや周囲の人々とのトラブル	訴えに対しての粘り強い、説明の繰り返し。最初から否定せずに、調べて解説、丁寧な報告、訴えを受けとめる役割を分担。謙虚な姿勢、本人らしさの発揮を支援
	2	ギャンブル依存の傾向、他人や将来のことを考えられない	主治医、保護観察担当官、地域生活定着支援センター、家族他による定期的なケース会議、入院先の確保
	3	物を壊すこと等の罪悪感欠落	頼りきりにさせないように、距離を回りながら後見。入院、施設入所が毎月繰り返される中で、後見人はその予測をしながら対応
	4	服薬拒否、強迫観念強く、自閉状態、住居の定まらなさ	被後見人の状態により、振り回されてしまう状況を、「あせらずに」取り組んで行こうという粘り強さ
	5	病識が持てない、就労困難、不健康な生活	こだわりに心を寄せて、時間をかけて折り合いをつける、1つひとつを説明、信頼関係構築のためにコミュニケーション
	6	物欲、飲酒欲求が抑えられない、障害への理解のしにくさ	障害特性に合わせた支援ネットワーク構築、地域で当たり前に自分らしく暮らしたいという気持ちを前提に。家族と本人の関係も考慮しながら支援
	7	生活スキルの欠如、衝動的行動、コミュニケーションの難しさ、暴言暴力の出現	本人の思考や、トラブルを超えて良さも認識しながら、生活スキルを身に付けている過程に寄り添う
	8	生活の多面的困難、金銭搾取劣悪な生活環境	子どもの気持ちへも寄り添い、本人の終末期の準備ケアマネ、施設スタッフとの協働。
本人の意思に沿った支援	9	入院、疾病の発症、施設入所、残余財産処理等への対応	意思に沿って人生を締めくくる支援、他国との本籍確認の交渉、他国の相続人調べ、他国籍ゆえの交渉の困難等の中での後見支援
	10	意思確認が十分できない、子ども間の紛争への対応	関係者の打合せ、サービスの依頼。子どもや関係者の協力なくして被後見人の生活が成り立たない事実に向き合い、バランスをとることを重んじている
	11	配偶者も認知症。被後見人への世話に限界があり、家族からの支援の受けにくさ	相続問題へ関わり、解決することで本人の状態が安定へ
	12	自宅への愛着、在宅の継続を希望しているが生活が困難	被後見人の気持ちを重んじて訴訟への対応、「意思の尊重できていないかも」という慎重さ、金銭への価値観や自己主張の尊重
	13	多くの疾病があり、施設入所後の発症、病棟の転棟、短期に終末期対応および、死後の準備の必要性	本人の立場に立ったら、どのような歩みかと推測。亡くなった場合に備え、住所地の行政とも協議
	14	認知症の症状の急な発症、施設への適応困難	ケアマネ、ヘルパー、介護タクシー等のネットワーク構築、家族への協力依頼、施設での適応困難への対応、転居施設探し、複数後見により負担が分散、途切れないサポートの実現
	15	徘徊、金銭管理が困難、生活不安	在宅で長く住めるように体制構築、医師との連携、介護保険の担当者会議への参加、他科受診同行や施設入所手続き等。

分類	事例	後見支援課題	対応における態度・考え方・価値観
被後見人への納得の促し	16	障害のある家族との同居，生活上の危険を避けるための説明に納得されない	親族らとの協議，こちらの考えを押し付けないように関わり．ヘルパー，ケアマネ，デイサービス，施設スタッフ等の関係者との関係．
	17	被後見人と同居家族の抱えている困難・ニーズの多さ	会話を何度も試みる，被後見人とのルール作り，困ったことや問題を1つひとつ細かく解説，言葉の詳細なやり取り．関係者や専門医，地域と連携．
	18	自分の思うような支出が認められないとトラブルに．人間扱いされていないという思い	できること，できないことを明らかにしながら，話を根気良く聞く．行政担当，民生委員等，頻繁にケース会議．少しずつ信頼関係構築する姿勢，多くの支援をいただくという立場
	19	こだわりによる行動制限，他者関係の希薄さ，本人とのコミュニケーションの取れなさ	代理人の側から本人を見てしまうことを内省し，本人の思いに寄り添うことを検討．被後見人の脅迫症状による訳の分からない不安感と恐怖を推測
	20	在宅の維持困難，近隣からの苦情，在宅生活の希望	家への愛着が強かったが，帰宅が難しく，詳しく説明．家族の協力による後見支援の実現
居場所・住まいの確保	21	在宅生活を希望だが，金銭搾取被害の回避や安定的生活のために施設入所を勧める周囲	被後見人の意思を尊重，願いを叶うような支援（意思を尊重した支援を受けることで，大きく後見人への態度が変化）
	22	家族から預貯金管理への強い反対	安心して暮らせる終の住まいの確保を求めた支援．施設，病院等の移転
	23	独居生活困難，債務超過や借入先不明確，介護保険料の未納，サービス費用捻出の困難	入院によるさらなる債務超過の恐れを予測，仕事に出ていく感覚や，自分はまだ仕事ができるといった感覚を尊重，「自分の居場所を求める」ことを当たり前の意思として，そのサポートを重視
	24	借金への対応や各種手続き，未処分への手続きの必要性	退院後の居所探しや引越，相続放棄や自己破産手続き，借金返還・滞納家賃の交渉，協力体制確保，家族調整等，子どもとの関係回復
家族調整	25	被後見人自らの意思を表出できない，家族の不適切行為	意思疎通できなさの中で安全な生活と財産を守る後見支援（複数後見で，金銭管理は弁護士設定）
	26	後見に親族が反対，虐待の可能性，支払いの滞りへの対応，身辺ケアの必要性	行政担当課，法人事務局の支援，施設などとのネットワークによる進行
	27	家族による虐待，被後見人の家族に会いたい気持ちの矛盾	財産管理により虐待解消．施設入所による安定的生活の確保

ことが課題であると示された。態度としては、謙虚な姿勢、頼りきりにさせないように、距離を図りながらのフォローの姿勢がみられた他、「突然の発病により失ったものは大きく～（略）」等、被後見人の発症への心理的な歩み寄りがうかがえた。また、場合によって振り回されてしまう状況を、「あせらずに」取り組んで行

こうという粘り強さが示された。「安心して暮らし、自己実現できるようにあせらず、一步一步前に進みたい」という表現もみられる。そして、このような関わりの中で被後見人は「波があるが以前よりも現実的な考え方ができるように」なったという。

また、更生保護の対象事例では再犯を繰り返さない

ように支援体制を充実すること、帰住先のない者への釈放後速やかな適切な介護、医療、福祉サービスが受けられるように、特別調整の実施も重要とされる。地域で当たり前に分らしく暮らしたいという気持ちを前提に後見に臨み、家族と本人の関係も考慮しながら支援している。価値観に関わる内容としては、「本人らしさの発揮を支援すること」や、こだわりに心を寄せて、時間をかけて折り合いをつける等、信頼関係構築のためにコミュニケーションを図り、こだわりや価値観の違いを捉えて対応していることが理解された。

本人の思考や、トラブルを超えて被後見人の持っている良さも認識しながら、寄り添う中で、パニックやトラブルは減っていないとしても、後見人・関係者の賢明な努力や工夫で対応を継続していることが理解できる。

(2) 本人の意思に沿った支援

後見支援の事例では、被後見人の意思を尊重した対応は基本であるが、以下の7事例では、被後見人の思いを引き出すことを一番に対応されていた事例である。

9) 入院、疾病の発症、施設入所、残余財産処理等への対応、10) 意思確認が十分できない、子ども間の紛争への対応、11) 配偶者も認知症のため、被後見人への世話に限界があり、家族からの支援の受けにくさ、12) 自宅への愛着、在宅生活の継続を希望しているが生活が困難、13) 多くの疾病があり、施設入所後の発症、病棟の転棟となり、短期に終末期対応および死後準備の必要性、14) 認知症症状の急な発症、施設への適応困難、15) 徘徊、金銭管理が困難、生活不安

対応内容としては、ケアマネ、ヘルパー、介護タクシー等のネットワークの構築、家族への協力依頼、医師との連携等、インフォーマル・フォーマルを含む関係者とのつながりを築いていくことが挙げられた。

特に、被後見人が高齢者の場合には、介護保険の担当者会議への参加や施設での適応困難への対応、転居施設を探す等の対応が重要であることが理解でき

る。この事例では施設への転居後、被後見人は落ち着いた生活となったことが述べられていた。他の事例では関係者の連携により、在宅で長く住めるような体制の構築がなされていた。複数後見により、負担が分散し、途切れないサポートの実現ができること、他科受診同行や、サービス調整、施設入所手続き等の他、後見人が対応することで、近所の支援が強化されたことも示された。本人の意思に沿った支援が強くみられるこれらの事例では、亡くなった場合に備え、住所地の行政との事前協議や死後の葬儀参列等も示された。

考え方として、意思に沿って人生を締めくくる支援を重視したり、子どもや関係者の協力なくして被後見人の生活は成り立たない事実に向き合うこと、バランスをとること等を重んじている。また、被後見人が他国籍の場合には、本籍確認の交渉や他国の相続人調べ等、他国籍ゆえの交渉の困難等の中での後見支援がみられた。

価値観として、「後見人は本人の後見人ということを目に銘ずること」、被後見人の気持ちを重んじた訴訟への対応、「意思の尊重できていないかも」という慎重さ、被後見人の金銭への価値観、自己主張の尊重等が把握された。本人の立場に立ったら、どのような思いなのか、または歩みとして本人の立場ならばどのように考えられるか等と推測することの重要性が挙げられた。横藤田(2016:49-60)は「依存的であることや社会から排除されてきたことに基づく『社会関係上の弱さ』に加えて、意思決定能力が制約されていることから生ずる『主体としての弱さ』」を提起している。事例内においても、選択肢を示され「迷う」という体験自体がこれまでにない体験である可能性もあり、1つひとつの経験の蓄積が被後見人を主体化していく重要性があり、後見支援には欠かせないともいえよう。

高齢者の治療の場から生活の場への移動については、「QOLを考え、退院を促進する事は方向としては肯定できます。しかし、治療の場から生活の場へ移るリスクも含めた総合的な選択」が求められるという提起

もあった。

(3) 被後見人の納得の促し

事例の中には、被後見人がサービス内容に納得されなかったり、こだわりが強かったりという事例も多くみられた。

16) 障害のある家族との同居、生活上の危険を避けるための説明に納得されない、17) 被後見人と同居家族の抱えている困難・ニーズの多さ、18) 自分の思うような支出が認められないとトラブルに、人間扱いされていないという思い、19) こだわりによる行動制限、他者関係の希薄さ、本人とのコミュニケーションの取れなさ、20) 在宅の維持困難、近隣からの苦情を受ける。在宅生活への希望。

対応内容としては、家族らとの協議の設定や、ヘルパー、ケアマネ、デイサービス、施設スタッフ等の関係者との会議の設定、行政担当、民生委員等、頻繁にケース会議を開催する等の取組がみられた他、地域連携等が挙げられた。主たる課題の異なりがあっても、社会資源となる各種サービスや機関の関係者のつながりと役割分担等の多面的な支援が基本であることと理解できる。

態度としては、こちらの考えを押し付けられないような関わりや、「意向確認は怠ることができません」という表現がみられ、被後見人の意思確認の重要性が把握できる。少しずつ信頼関係を構築する姿勢、そして、「多くの支援をいただく立場」という表現もみられた。この他、会話を何度も試みる、できること、できないことを明らかにしながら、話を根気良く聞く。被後見人とのルール作りをする、困ったことや問題を1つひとつ細かく解説する、言葉の詳細なやり取りを行なうなどが挙げられた。諦めていた事柄も、「被後見人の強みによって可能になった」、「やる気が起きてきた」等のプロセスをたどる事例もある。徐々に「この言葉がこの行動に繋がる」と、被後見人についての理解が深まり、周囲との関係がスムーズになることも増えるという事例

もみられた。また、代理人という業務から本人を見てしまうことを内省し、本人の思いに寄り添うことを検討し、被後見人の不安感と恐怖感を推測する事例もみられた。後見業務という役割の立場と、支援者としての立場の間で揺れる思いを捉えることができる。

(4) 居場所・住まいの確保

4事例は、住居の確保が大きな課題であった。

21) 在宅希望だが、金銭搾取被害の回避や安定的生活のために施設入所を勧める周囲、22) 家族から預貯金管理への強い反対がある、23) 独居生活困難、債務超過や借入先不明確、介護保険料の未納、サービス費用捻出の困難、24) 借金への対応や各種手続き、未処分の手続きの必要性

在宅での生活にこだわりはあるものの後見人が被後見人の意思を尊重し、願いを叶うような支援を進めた事例がみられた。その事例では、意思を尊重した支援を受けることで、被後見人の後見人への態度が大きく変化していったことが記されていた。

安心して暮らせる終の住まいの確保を求めた支援を進めたことによって、施設、病院等の移転が伴う事例もみられた。住まいの確保には経済的な事情も影響が大きく、課せられた介護保険等の利用料のペナルティ（給付制限）や、入院による債務超過の恐れ等を予測した上での対応もみられた。

被後見人の「仕事に出ていく感覚」や「自分はまだ仕事ができるといった感覚」といった、残存する意識を尊重するという事例もみられた。

『自分の居場所を求める』ことを当たり前の意思として、最大限本人の思いに伴走する」という表現もあった。居場所の確保に向けた手続きとして、退院後の居所探しや引越、相続放棄や自己破産手続き、借金返還・滞納家賃の交渉、協力体制の確保、家族調整等、子どもとの関係回復等が取り組まれていることが理解できた。また、最初に着手すべきこととして、関係者との協議、とくに高齢者事例に関しては地域包括支援セン

ターとの連携が欠かせないと捉えられた。

(5) 家族調整

虐待が疑われる事例では、家族関係の調整が対応では重要となった。

25) 被後見人自らの意思を表出できない、家族の不適切行為、26) 後見に親族が反対、虐待の可能性、支払いの滞りへの対応、身辺ケアの必要性、27) 家族による虐待、被後見人の家族に会いたい気持ちの矛盾

3事例の中には、金銭管理を弁護士が担い、安全な生活と財産を守る後見支援や、行政担当課、法人事務局の支援、施設などのネットワークによる進展がみられた。財産管理を専門士業が担うことによって、虐待が解消された事例もみられた。

3. ジレンマ要素の抽出と対応の課題

(1) ジレンマ要素の活用の捉え方

ジレンマは2つの選択肢が存在し、どちらを選んでも不利益があり、態度を決めかねる状態をいう。しかし、成年後見人としてはそれでも被後見人へ何かを提示・説明し、調整し、良い方向へ進めていく必要がある。ジレンマを直視し、考えることが専門性の向上につながると捉えられる。ジレンマに陥る非合致点を明確化し、重んじるものの判断を行なう上で、事例検討は重要な1つの機会となると考えられる。また、ジレンマ要素を通して、むしろ物事がよく視えてくると考え、小さな葛藤に目をつぶらずによく把握し、簡単に傷つかないという姿勢が成年後見活動には重要といえよう。

ソーシャルワーク実践における倫理的ジレンマにおいて、その倫理的判断課程は次のステップ8まで紹介されている(岩間他 2015: 152-158)。ここでは簡略化し、紹介する。ステップ1: 倫理的課題を把握、ステップ2: 影響を受ける個人、集団、組織を把握、ステップ3: すべての選択肢を考え、対象に対するプラス、マイナスの影響を検討。ステップ4: 各選択肢に対する賛成と反対の理由を検討、ステップ5: 同僚や専門

家のコンサルテーション³⁾を受ける、ステップ6: 判断を行い、その過程を記録化、ステップ7: 倫理的判断を実践、モニタリング、評価し、記録化である。社会福祉士養成のプロセスにおいては、判断のプロセスと対応について段階を踏んだ検討を促していくことの有効性は大きいと考えられる。

また、自分だけでなく、適切な他者の力を借りることも重要である。ジレンマ要素が被後見人の個別的要素か、後見人自身に関わるものか、グループ、集団、組織的要素かを見極める必要がある。事例では説明の繰り返しや、「焦らせずに」という記載がみられたが、物事の変容の定着性は長い時間をかけなくてはならず、焦らず、しかし粘り強く進展させていく姿勢が求められる。ジレンマ状態は葛藤状態でもあるため、多様な見方ができることが求められる。このためにも多角的視野をもつための連携やネットワークの拡充は有効といえよう。

(2) 事例にみるジレンマ要素

環境への適応・安定的生活の確保の8事例のほとんどが、被後見人自身でも止められない衝動や暴言、周囲とのトラブル等があるが、その一方で在宅での自立生活や就労等への希望を持っている。現実と理想のはざまと表現でき、被後見人自身のこだわりと社会適応とのジレンマという表現も可能かもしれない。また、本人の意思に沿った支援や被後見人への納得の促しが必要な事例、家族調整の課題テーマである15事例では、家族や親族との調整が必要な内容が多く、被後見人自身と家族等との価値観や考え方の相違、また近隣との意識の異なり等のジレンマ要素が挙げられる。居場所・住まいの確保の4事例はさらに経済的な現実やこれまでの借金問題や債務問題、そして、身辺の諸手続きが難しい一方で、在宅生活を希望する事例である。これらの事例の記載の中には、被後見人と後見人の価値観の違いを述べている事例もみられた。整理すると、以下のようなジレンマ要素を読み取ることができる。

①後見人の価値観や考え⇔被後見人の価値観や考え、②被後見人の考え⇔家族等の考え、③被後見人の希望・ニーズ⇔支援可能な制度、④現実⇔理想(実態⇔理念)、⑤後見人の考え方⇔家族の考え方、⑥後見人の考え⇔地域住民の考え、⑦後見人という役割からの意識⇔個人としての意識などがみられた。また、連携やネットワークの中では、⑧後見人の考え⇔他職種の考え、⑨後見人同士の意見の相違も推測される。

とくに、個人レベルの課題から、施設課題や組織課題、そして地域課題等へと規模・レベルを変えながら、ジレンマの要素を整理していくことが重要と考える。ジレンマは避けがたいものと捉え、被後見人や関係者との建設的なコミュニケーションを図るように取り組むことが求められる。規模を広げていくと、⑩被後見人に対する守秘義務⇔後見人の第三者・社会への責任、⑪被後見人の自己決定⇔後見人の保護の責任、⑫被後見人に対する責任⇔後見人の所属組織への責任、⑬所属組織の他メンバーへの責任⇔後見人自身の専門性の責任等のジレンマも生じることがあることも推察できる。このように考えると、成年後見業務は社会学という「境界上に立つ人」という意味のマージナルマンという表現が相応しい業務とも思われる。

4. 総合考察

本研究の事例では、被後見人を主体とする対応がみられたが、意思の表示が困難な被後見人への支援には大きな難しさが伴う。精神障害者の後見制度の活用については、「病状に波があることも特徴のひとつであり、審判のおりた類型と実態が異なることもある。その場合、実際には本人に判断できることがたくさんあるにもかかわらず、権利を制限されることになるのである」(神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会：15)との指摘もある。判断能力とともに、意思表示に困難さのある、または自発的ではない被後見人の場合、チームでの関与には慎重さが不可欠となる。連携には有効性ととも責任の所在が曖昧になるという弊害も予測

されるからである。後見支援の展開のためには、次の5点が必要であり、社会福祉士の養成においても重要と考える。

1) 後見人は被後見人を促し、本音を表出してもらうこと、意思を引き出すこと、そして、2) 相反する事象を回避せず被後見人を中心に据えた検討を行なうこと、3) 被後見人当事者同士の関わりへの拡充も望まれる。4) 2) の検討においては、相反するジレンマ要素を抽出し、適切な対応を練ることが求められる。これは予防的な対処ともなり得る。5) 後見人は関係者のネットワークを組み、被後見人を見守るような環境調整を進めることも重要である。ただし、ネットワークについては「次第にシステムとしてできあがり、機能を固定化していくにつれ、メンバーはネットワークというシステムの中に埋没し、『役割関係の中の人間関係』へと変容してしまう」、そうすると、ネットワークは機能不全に陥ってしまうのである」(山口2008：35)という指摘もあり、注意が必要である。

以上のことから成年後見実践においては、省察的実践が重要であるとともに、後見支援に関する研究も実践者を重んじた省察的研究が重要であり、ドナルド・A・ショーンのいうこれら双方の協働作業(2007：325-342)が重要と考えられる。

おわりに

エビデンスに基づく医療(Evidence Based Medicine)が求められて久しいが、同様にエビデンスに基づく(Evidence Based)という考え方が様々な分野で求められている。その意味は「科学的に証明された根拠に基づく」という意味であるが、教育においても同様である。事例研究では個人情報が多く表記され、相談援助実習においても直接的に学ぶことが難しい事例もある。本研究では、事例における概要の総合的分析により、課題と対応策の抽出を行ない、その特徴を検討することができた。このような検討のプロセスを社会福祉士養成課程における相談援助演習や実習授業内に組み込

むことで、相反する事象への取組の工夫について具体的に学ぶ機会にすることができると考えられる。この場合は、ジレンマ状況に応じた場面に沿ったスーパービジョンも不可欠となり、倫理的ジレンマの体験に着眼した養成がスーパーバイザーに必要となる。特に実習場面では学生は前述したような多くのジレンマに遭遇する可能性があるが、それらを「自己実現へのもがき」(植田2000:10-11)として捉えることが重要であり、スーパービジョンの教育的機能⁴⁾が求められる。

本研究で対象とした成年後見事例ではほとんどの実践において、家族・親族への説明や、様々な関係者とのネットワークを組み業務が担われていた。社会福祉領域における連携の有効性は多くが語られ重視されてきたが、医療従事者と福祉関係者、地域関係者との関係性についての検討が多くを占めている。かつて、医療における連携に関する言及において、立岩は第1に患者の持つ諸問題を医療従事者や医療機関で囲い込み、第2に医療従事者の「良心」に頼る仕組みで制度的規定がなく、第3医療従事者の一人相撲で患者不在のものだと指摘していた(1996:100-101)。ソーシャル

ワークの大原則の中には「危害を加えないこと」の明記があるが、成年後見制度が管理的なしくみであれば心理的な圧迫を招きかねず、大きな害を与えるものと考ええる。

ソーシャルワーク機能と後見人等との連携・協働に関しては、鶴浦がソーシャルワークを補強する「補強型」、付随的に発生するソーシャルワーク機能以外のものを後見人等が担う「分離型」、後見人等の存在により波及的効果によってソーシャルワーク機能が活性化するという「活性型」の3類型に分け、後見機能がもたらすソーシャルワークの影響を質的研究に基づき、考察を提起している(鶴浦2011:31-42)。双方の機能は相乗効果を及ぼす可能性は高く、ソーシャルワークと成年後見活動の連携のあり方についても現状分析に基づく検討が今後急務といえよう。

特に2016年4月には成年後見制度の利用促進法が成立し、不正事件を防ぐため家庭裁判所や関係機関による監督体制が強化されている。法制度の整備とともに、担い手の実践力養成の強化も急がれる。司法福祉の一層明確な位置づけと、社会福祉士養成課程における後見人としての実践力の養成も今後一層重要になる。

註

- 1) 従来は禁治産・準禁治産の二類型であったものに、判断能力が不十分な状態の軽度な人を対象とする補助類型が加わり、補助・保佐・後見の三類型の制度になっている。しかし、その利用者総数の割合(2014年)は、4.5%、13.6%、80.7%、また任意後見1.1%となっており、後見類型が8割を超えている。この統計結果については、補助・保佐類型を支える受け皿不足の可能性、関係者が後見類型に至るまで本制度を利用したくないと考えている可能性等が指摘されている。上田晴男他(2015) 権利擁護支援と法人後見—養成のために必要な知識を網羅した研修テキスト— ミネルヴァ書房 126
- 2) 各事例は、当法人の後見人らの業務内容の理解のため、編集委員担当者が2013年より企画し、活動事例の内容の編纂を継続してきた内容である。この法人は、岡山県内に暮らす認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の法人後見などを行う民間団体である。異なる士業による複数後見が実施されている背景には、地元岡山市や岡山県内を巡回して行なう「高齢者障害者なんでも相談会」をはじめ、多様な専門士業のネットワークが基盤となっている。
- 3) コンサルテーションとは、ある領域の専門職が、自分の担当しているケースの援助に当たって、他領域の専門的な知識が必要となった場合に、その知識を十分にもっていないために、その領域の専門職にアドバイスをも

とめる過程をいう。日本においては、重要性が指摘されているにもかかわらず、十分に体系化されていないといわれる。専門家であるコンサルタントと、コンサルタントの援助を必要とするコンサルティの間で行われる。

- 4) スーパービジョンとは、ソーシャルワークを行なう施設や機関において、スーパーバイザー（上司、同僚等）によって行われる専門職としてのソーシャルワーカーを養成する過程である。スーパービジョンの機能としては、教育的機能（考えることを促したり、知識や技術、態度・姿勢等を通して、さまざまな方法で教育的に関わる）の他、管理的機能（実習生が施設全体、その利用者メンバーへ混乱を生じさせないように律したり、規則を守ってもらうための管理的な助言を行なう）、支持的機能（不安を感じ取りながら支持的に関わり、能動的な実習を促す）がある。

文献

- 岩間伸之（2015）新・社会福祉士養成講座6 相談援助の基盤と専門職第3版 中央法規出版 152-158
- Donald・A・Schon 柳沢昌一・三輪健二監訳（2007）「省察的实践とは何か—プロフェッショナルの行為と思考」鳳書房 325-342
- 立岩真也（1996）「医療に介入する社会学・序説、病と医療の社会学」岩波書店 100-101
- 特定非営利活動法人神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会（2013）厚生労働省 平成24年度障害者総合福祉推進事業「精神障害者のアドボケイトを担う人材及び精神障害者における成年後見制度のあり方について」報告書 15
- 植田寿之（2000）「第1章 スーパービジョンの必要性 4実習教育の観点から」奈良県社会福祉協議会編「ワーカーを育てるスーパービジョン—よい援助関係をめざすワーカートレーニング」中央法規出版 10-11
- 鵜浦直子（2011）「ソーシャルワークの機能強化に向けた後見人等との連携・協働に関する研究—成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の分析から—」社会福祉学 Vol.51-4 日本社会福祉学会 31-42
- 山口光治（2008）「高齢者虐待防止とネットワーク—ネットワーク構築における「関係からの視点」— ソーシャルワーク研究 Vol.34 No.2 Summer2008 134 相川書房 30-36
- 横藤田誠（2016）「第3章 不利な立場の人々の人権」後藤玲子他「福祉+α 正義」ミネルヴァ書房 49-60